

令和元年度喀痰吸引等研修事業（第一号・第二号研修）
業務委託仕様書

1 事業目的

この研修は、社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条に定める「介護の業務に従事する者」に対する「第一号研修」及び「第二号研修」として「認定特定行為業務従事者」となるために必要な知識及び技能を習得した上で、安全かつ適切な喀痰吸引等の医行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2 事業名

令和元年度喀痰吸引等研修事業（第一号・第二号研修）

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月25日まで

4 委託の概要

平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」に基づく「喀痰吸引等研修実施要綱」（以下「国要綱」という。）の内容に沿った研修事業の実施。

(1) 喀痰吸引等研修実施委員会（以下「研修委員会」という。）の開催

研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される研修委員会を整備する。

研修委員会は、研修の責任担当者のほか、研修講師複数名、その他の関係者により構成することとし、研修評価に関する実務のほか、本通知において定める研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担う。

また、本研修はその内容として医行為について取り扱うものであることから、研修講師としての業務従事如何に関わらず、医師及び看護職員（保健師、助産師及び看護師）の有資格者について、それぞれ1名以上を構成委員とすること。

(2) 受講者の募集・決定

ア 対象者

(ア) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症（高齢者）グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業所等に就労している介護職員等を対象とする。ただし、原則として、現在喀痰吸引等を実施する利用者が施設又は在宅におられ、喀痰吸引等を実施している施設・事業所の介護職員等を対象とする。

(イ) 自施設において、平成23年度から28年度までに指導者講習を受講した指導看護師が在籍し、介護職員等の実地指導及び評価が可能な施設の介護職員等を対象とする。

(ウ) 自施設以外での実地研修については、(イ)記載の指導者講習を受講した指導看護師が在籍する施設の協力が得られること。

(エ) 訪問介護事業所は、訪問看護ステーション及び関連施設との連携により(イ)記載の指導者講習を受講した指導看護師の協力が得られること。

(オ) (ア)～(エ)以外は、令和元年度指導者講習の受講申込みを予定している看護師等がいること。

イ 受講申込受付・決定

委託先において行う。ただし、申込開始の案内については、必要に応じ県長寿介護課が行う。

ウ 受講定員

160名程度とする。

(3) 基本研修

① 講義

ア 別表1の内容及び時間を満たす講義を実施する。

イ 講義の修得状況の確認のために、国要綱の筆記試験事務規程(参考例)による筆記試験を実施する。

② 演習

ア 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろう・腸ろう)、経鼻経管栄養、救急蘇生法について、別表2の演習を実施する。

イ 演習の実施に当たっては、演習シミュレーター(吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器財一式)、人体解剖模型、その他演習に必要な機器(吸引用具一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等)を用いる。

ウ 演習の実施手順、留意事項及び評価判定は、国要綱の別添2の「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」によること。

(4) 実地研修

① 基本研修の講義部分について知識が修得されているか筆記試験により確認された者であって、かつ、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき、介護職員等が修得する研修内容に応じて別表3の実地研修を実施する。

② 実地研修の実施手順、留意事項及び評価判定は、次によること。

・国要綱別添2「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」

・「平成23年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業実施要綱」(平成23年10月6日老発1006第1号厚生労働省老健局長通知「『平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業』の実施について」の別紙。以下「平成23年度要綱」という。なお、平成23年度要綱中「たんの吸引」とあるのは「喀痰吸引」と、「指導看護師」とあるのは「実地研修指導講師」と読み替える。)別添2の「実地研修実施要領」

- ③ 研修は、以下の要件を満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者(在宅)のできる限り行うこととする。
- ア 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
 - イ 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
 - ウ 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること(訪問介護事業者にあつては、訪問看護事業者と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の確保が可能である場合も含む。)
 - エ 実地研修指導講師は、指導者講習を受講していること。保健師、助産師又は看護師については、指導者講習を受講しているとともに、臨床等での実務経験を3年以上有していること。
 - オ 有料老人ホーム、認知症グループホーム、障害者(児)施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算を算定していること。
 - カ 過去5年以内に、都道府県又は市町村から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止(他のサービスにおける同様の勧告等を含む。)を受けたことがないこと。
 - キ 喀痰吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
 - ク 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。
 - ケ 平成23年度要綱別添2の「実地研修実施要領」I-2、II-2の条件を満たしていること。
- ④ 実地研修における安全の確保等
- ア 実地研修の実施に当たり、平成23年度国要綱別添2の「実地研修実施要領」に従い、利用者(利用者に同意する能力がない場合にはその家族等)に対し、実地研修の実施と当該実地研修実施機関の組織的対応について説明し同意を得る等適切な手続きをとること。
 - イ 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導を行っている医師、看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - ウ 実地研修の実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - エ 実地研修の実施者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとること。
 - オ 実地研修の実施者は、特に実地研修での利用者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ること。
- (5) 修了証明書等の交付
- ① 研修修了者に対し別添により修了証明書を交付するものとする。
 - ② 研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

③ 研修を修了しなかった者については、その受講の程度に応じ研修を受講したことの証明書を交付するものとする。

(6) その他研修の実施に付随して生じる業務

6 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 業務は、県との調整の中で内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応することとする。

(3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。

(4) 委託業務によって取得した物品等の所有権は県に帰属し、受託者は委託期間満了後速やかに物品等を県に引き渡すものとする。

(5) 受講者が令和2年3月25日までに研修を修了できるよう、無理のない研修スケジュールとすること。

(6) 研修受講料については、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づき、県長寿介護課において研修受講手数料22,000円を徴収する。

なお、講習会で使用するテキストは各自購入とする。